

令和元年一級建築士試験「設計製図の試験」（令和元年12月8日実施）の合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和元年試験（12月8日実施）の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

<p>採点のポイント</p>	<p>(1) 空間構成 ①建築物の配置計画、②ゾーニング・動線計画、③要求室等の計画、 ④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 建築計画 ①自然光の取入れ方や自然換気の工夫、②日射負荷の抑制、③要求室の機能性等、 ④図面、計画の要点等の表現・伝達</p> <p>(3) 構造計画 ①耐震性・経済性を考慮して計画された建築物全体の構造種別・架構形式・基礎形式・スパン割り等、②多目的ホールの構造計画、③屋上庭園の構造計画</p> <p>(4) 設備計画 ①多目的ホールの設備計画</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ②地上3階建てでないもの ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④建築面積が921.6㎡を超えているもの ⑤床面積の合計が1,800㎡以上、2,200㎡以下でないもの ⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 多目的ホール、ホワイエ、展示室A、展示室B、展示室C、市民アトリエ、アトリエA、アトリエB、アトリエC、アトリエD、吹抜け、エントランスホール、カフェ、多機能トイレ、便所、事務室、荷解き室、PS・DS・EPS、屋上庭園、分館出口前のオープンスペース ⑦法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
<p>採点結果の区分（成績）</p>	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。 ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：34.2%、ランクⅡ：5.3%、ランクⅢ：31.9%、ランクⅣ：28.6%</p> <p>○受験者の答案の解答状況 ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる ことができる。 ・設計条件に関する基礎的な不適合：「要求されている室の欠落」や「要求されている主要な室等の床面積の不適合」 ・法令への重大な不適合：「延焼のおそれのある部分の位置（延焼ライン）と防火設備の設置」、「防火区画（特に吹抜け部の1階部分の区画）」や「直通階段に至る重複区間の長さ」等 ・その他建築計画に基本的な問題があるもの：「吹抜けの計画（吹抜けとなっていないもの）」等</p>
<p>合格基準</p>	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターのホームページに掲載します。